

社会保険料控除証明書



社会保険料控除証明書 ～申告まで保管を～

圖住民課住民班 ☎78-3113 (内112)

納付した国民年金保険料は、控除証明書を付ければ、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象になります。日本年金機構から送られる控除証明書または領収書を年末調整や確定申告時に必ず付けてください。

▼国民年金保険料控除証明書送付時期

1/1~9/30 に保険料を納付

11月上旬に送付

10/1~12/31 にことし初めて保険料を納付

2月上旬に送付

出張年金相談の案内

【相談時間】9:30~15:30

○11/12(木)・26(木) 水俣市総合もやい直しセンター

○11/13(金) 芦北町役場

相談方法(事前に電話予約)

○八代年金事務所出張相談予約窓口(平日8:30~17:15)

☎0965-35-6123

粗大ごみの休日特別受け入れ



粗大ごみの 休日特別受け入れ

圖住民課住民班 ☎78-3113 (内111)

粗大ごみの休日特別受け入れを行います。処理場へ持ち込む粗大ごみは「燃える粗大ごみ」と「燃えない粗大ごみ」に分別をお願いします。

▶日時 **12月6日(日) 9:00~12:00**

▶場所 津奈木町ごみ処理場

▶その他 粗大ごみは平日(水曜日、祝日、年末年始を除く)も受け入れています。

▶料金表 おつりのいらないようにお願いします。

区分	基本額	加算額
可燃粗大ごみ・事業系一般廃棄物	300 円	30kg を超える場合は、10kg ごとに 100 円加算
不燃粗大ごみ	500 円	50kg を超える場合は、10kg ごとに 100 円加算
指定粗大ごみ(自転車)	700 円 (1台)	

農地の土壌分析



農地の土壌分析を してみませんか

圖振興課農林水産班 ☎78-3112 (内232)

水を守る農業への意識付け、より良い農作物づくりのために農地の土壌分析を希望する人を募集します。希望者は土壌分析依頼書を配布しますので、11月16日(月)までに振興課にお越しください。

▶対象 次のどちらかに当てはまる人

・つなぎ FARM の取り組みに賛同する人

・認定農業者

・家菜つなぎ隊員

▶対象ほ場 今後も耕作する田・畑・樹園地

▶料金 無料

▶土壌の提出期限 11月30日(月)

▶土壌分析結果説明会

令和3年1月予定(後日対象者に連絡)

▶その他

土壌分析は1人4か所まで

九州のお米食味コンクール in 宮若



お米のコンクールに 出品しませんか

圖振興課農林水産班 ☎78-3112 (内232)

九州産米の価値を高め、世界への販路拡大につなげることを目的としたコンクールです。ことしは福岡県宮若市で開催されます。審査後、個別データ分析結果表が送られてきます。

▶締切日 **11月13日(金)必着**

▶送付先 福岡県宮若市農政課農業振興係

▶対象 九州在住の米生産農家

▶対象米 令和2年産うるち米 玄米1kg

▶出品数 品種ごとに3検体まで

▶出品料 1検体あたり1,000円

▶申込

参加申込書と玄米1kg(水分は13%~16%厳守)、出品料を合わせて提出してください。出品玄米は「復興応援米」として、災害の被害があった地域へ届ける予定です。

シルバー人材センター会員募集



「生涯現役」 豊かな知識と経験を生かしてみませんか

圖水俣・津奈木シルバー人材センター ☎62-1122

水俣・津奈木シルバー人材センターが、高齢者にふさわしい仕事を家庭や事業所から引き受け、会員に提供します。これまで培った知識や経験を生かしてみませんか。

▶対象 津奈木町に住む60歳以上の人

▶仕事内容 剪定・除草・掃除などの家事援助・運搬・不用品処分・農作物の収穫など

▶申込 入会申込書に必要事項を記入し、水俣・津奈木シルバー人材センターに提出してください。申込書は同センターまたはほけん福祉課福祉班にあります。

▶入会説明会 毎月7日にシルバー人材センター会議室で開催

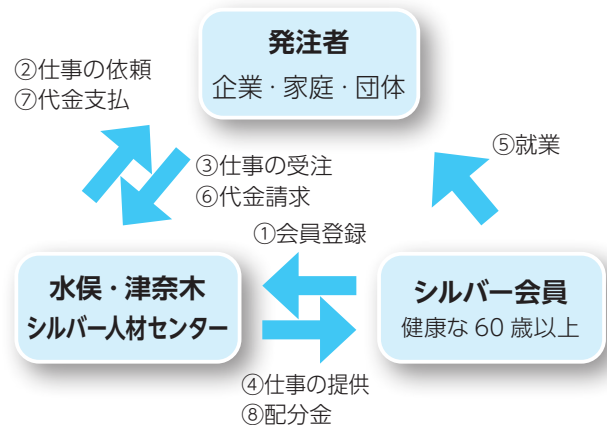
▶年会費 2,000円(入会する月で変わります)

▶収入 一定の収入(配分金)の金額保証はありません。仕事内容と就業日数で変わります。

▶その他 発注・見積りをしたい仕事がある場合

も、シルバー人材センターへ相談してください。

▶センターのしくみ



農地等小規模復旧事業



農地などの小規模災害の復旧に対する 補助金が始まりました

圖振興課農林水産班 ☎78-3112 (内233)

大雨や台風などで被害を受けた農地や農道・水路などの農業用施設を、自分で機械を借り上げて災害復旧または町内業者に依頼して災害復旧を行う場合、その費用の一部を補助します。

▶対象 国庫補助対象外の農地災害復旧のための事業

・町民が所有し、町内にある農地・農業用施設など
・芦北町女島や水俣市小津奈木など本町に隣接する農地なども対象。

・原形復旧が原則。

・事業費は10~40万円を限度。

▶補助率 事業費の70%以内

令和2年7月豪雨災害にかぎり、受益者2人以上の農業用施設被害は補助率100%。

※農業用施設・農道、水路、頭首工、ため池などで、農業経営に必要な施設。

▶必要なもの 次の書類を用意して、振興課農林水産班にお越しください。

・被災状況写真(被害状況などが分かるもの)

▶その他 すでに着工した工事も、必要書類の提出など条件を満たせば対象になります。

